

令和5年4月1日から
自転車乗用時の
**ヘルメット着用
努力義務化!**

～命を守るために、ヘルメットを着用しましょう～

令和5年(2023年)4月1日施行 道路交通法一部改正

道路交通法第63条の11

(自転車の運転者等の遵守事項)

- 1.自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2.自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3.児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

長野県自転車安全・安心PRキャラクター 風野りん
イラスト/雨宮理真